

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年8月5日	有限会社藤灘サービス(法人番号4140002043979)代表者 後藤 國治	兵庫県尼崎市上坂部2丁目36番1-1004号	本社	兵庫県尼崎市東塚口町2丁目4-50-401	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年7月4日及び同年9月5日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(9)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)	3	3
令和7年8月6日	有限会社実沙紀興業(法人番号3140002037890)代表者 木村 昭吾	兵庫県加古川市尾上町池田1850-1	本社営業所	兵庫県加古川市尾上町池田1850-1	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和6年10月21日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
令和7年8月8日	ヤマショウトランスポート株式会社(法人番号5120101031209)代表者 小路 江里奈	大阪府富田林市西板持町6丁目1番13号	本社	大阪府富田林市西板持町6丁目1番13号	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年10月10日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年8月8日	有限会社市村興業(法人番号7122002010677)代表者市村 信幸	大阪府東大阪市豊浦町10番2号	本社	大阪府東大阪市豊浦町10番2号	事業停止(33日間)及び輸送施設の使用停止処分(290日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	令和6年10月16日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)酒酔い・酒気帯び運行の業務(安全規則第3条第5項)、(4)点検整備違反【3月点検整備の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(6)(7)点呼の実施違反【未実施】(飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反)(安全規則第7条第1項～第3項)、(8)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【大部分不適切】(安全規則第10条第2項)、(12)補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	62	62
令和7年8月18日	株式会社絆(法人番号2122001032735)代表者 泉 脇 基寛	大阪府寝屋川市南水苑町16番1号	寝屋川営業所	大阪府寝屋川市南水苑町16番1号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(最高速度違反行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年8月25日	熊谷運送有限会社(法人番号6120902010062)代表者熊谷 秀夫	大阪府高槻市大字奈佐原227番3号	本社	大阪府高槻市宮田町1丁目33番15号	輸送施設の使用停止処分(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年9月6日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第6号)、(2)事業計画変更後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)]の変更違反【(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(3)(4)点検整備違反【3月点検整備の未実施】(12月点検整備の未実施)(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)点呼の実施違反【未実施・実施不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	9	9

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年8月27日	株式会社物流システム(法人番号5120101021738)代表者 佐藤 慶子	大阪府堺市美原区木材通2丁目1-12	堺	大阪府堺市美原区小寺393-1	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第24条	令和6年11月13日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の3第1項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	1	1